

特記仕様書

工事名：令和5年度沖縄県県民の森遊具施設整備工事(繰越)

場 所：恩納村安富祖地内

概 要：遊具設置一式

工 期：180日間

数 量：別添 数量総括表のとおり

(共通仕様書の適用)

第1条 本工事の施工にあたっては、沖縄県農林水産部制定の「森林土木工事共通仕様書」(最新版)に基づき実施しなければならない。

施工は本特記仕様書及び図面を優先し、森林土木工事共通仕様書の順とする。

(施工管理基準の適用)

第2条 本工事の施工管理は、本特記仕様書によるもののほか、沖縄県農林水産部制定の「森林土木工事施工管理基準」、その他の参考図書に基づき実施するものとする。

施工は森林土木工事施工管理基準を優先し、その他参考図書の順とする。

(一般事項)

第3条 受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点若しくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(主任技術者等の資格)

第4条 本工事は、主任技術者又は監理技術者を(専任で)置かなければならない。主任技術者等の資格は、工事請負金額に応じて次のとおりとする。

(1) 請負工事金額1億円以上は、次のイ又はロに掲げる者とする。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、検定科目を一級の土木施工管理(建設機械施工管理)とするものに合格した者。

ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る)とするものに合格した者。

(2) 請負工事金額3千5百万円以上1億万円未満は、次のイ又はロに掲げる者とする。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、検定科目を一級若しくは二級の土木施工管理(建設機械施工管理)とするものに合格した者。

ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするもの

限る)とするものに合格した者。

- 2 配置する主任技術者又は監理技術者は受注者と入札執行日以前に3カ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
- 3 4千万円以上を下請契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。
- 4 監理技術者は、監理技術者資格証明証(以下「資格者証」という。)の交付を受けた者でなければならない。
- 5 監理技術者は、資格者証を常に携帯し、発注者等から請求があったときはこれを掲示しなければならない。
- 6 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 7 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- 8 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(工事検査合格通知書における日付)とする。

(疑義の解釈)

第5条 受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認するとともに、仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。

(工事進捗状況の報告)

第6条 受注者は、毎月の工事進捗状況を翌月の5日までに写真を添えて監督職員へ報告しなければならない。

(県産品の優先使用)

第7条 受注者は、本工事に使用する資材等は沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格等が適正である場合は、これを優先して使用するよう努めなければならない。

- 2 完成通知書の添付書類として、「県産建設資材使用状況報告書」を提出しなければならない。

(下請業者の県内企業優先活用)

第8条 受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有するもの)から選定するよう努めなければならない。

(琉球石灰岩の違法採掘防止)

第9条 工事用資材(捨石、栗石、クラッシャーラン等)として琉球石灰岩(古生代石灰岩を除く)を使用する場合は、出鉱証明書(原本)を提出すること。

(ダンプトラック等による過積載等の防止)

第10条 受注者は、ダンプトラックを使用する場合は、工事用資機材等の積載超過を防止するとともに、交通安全管理を充分に行うこと。

- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(建設発生土)

第11条 搬出の抑制及び工事間利用の促進

(1) 搬出の抑制

適正な施工により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間利用の促進

建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

2 工事現場等における分別及び保管

建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

3 運搬

次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。

- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講ずること。

4 受入地での埋立て及び盛土

建設発生土の工事間流用ができず、受入地において埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上運搬埋立地において埋め立てる場合には、上記の他、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

(建設リサイクルの推進)

第12条 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」と称す）により「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、COBRISにより作成した現場掲示様式を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

3 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、工事着手前にCOBRISにより「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、COBRISにより作成した現場掲示様式を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

4 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「3. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「4. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

6 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督

職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

- 7 受注者は、法令等に基づき、上記の計画書に従い建設副産物等が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

また、法令等に基づき、工事完成時に「再資源化等報告書」を作成し、監督職員に提出しなければならない。「再資源化等報告書」の様式については、沖縄県土木建築部技術・建設業課のホームページ(建設リサイクル法関連) 参照。

(ゆいくる材)

- 第13条** 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。

ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。

また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督職員と協議すること。

- 2 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし島内に当該施設がない場合はこの限りではない。
- 3 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から、運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
- 4 ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
- 5 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に（一財）沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
- 6 受注者は、路盤材の採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督職員等の立会のもと実施しなければならない。
- 7 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない。
- 8 受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。
 - (1) ゆいくる材利用状況報告書
 - (2) ゆいくる材出荷量証明書
 - (3) 再生資源利用実施書、同利用促進実施書

(電子納品)

第14条 本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、沖縄県土木建築部が適用する各種電子納品要領等・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

(工事完成図書の提出)

第15条 受注者は、本工事の完成図面をCADで作成するとともに、製本した図面一式及びそのデータを電子記録媒体（CD-R、DVD-R等）にて提出し、監督員の承認を得なければならない。なお、図面及び表題の様式等は監督員の指示によるものとする。

2 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子記録媒体を提出しなければならない。

(情報共有システム（沖縄県CALSシステム）)

第16条 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システム（沖縄県CALSシステム）を使用することができる。

情報共有システムとは、業務や工事の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。

2 沖縄県CALSシステムの使用する場合、受注者は、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。

3 使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督職員に支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出すること。

(高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施)

第17条 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。また、提出された内容については、工事成績の評価対象になる。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第18条 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県農林水産部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意文書」（平成19年9月26日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

(1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(ワンデーレスポンスの実施)

第19条 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

- 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(請負代金額を変更する場合の請負比率の適用)

第20条 工事内容または数量等に変更が生じ請負代金額の変更が生じた場合、協議の対象となる変更請負代金額は、本工事の変更設計額に本工事の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を乗じたものとする。

$$\begin{aligned} \text{請負代金額（変更）} &= \text{設計金額（変更）} \times \text{請負比率} \\ \text{請負比率} &= \text{当初契約額} \div \text{当初設計額} \end{aligned}$$

(本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の予定価格の取扱い)

第21条 本工事と関連する工事を本工事の受注者と随意契約する場合、関連する工事の予定価格は、関連する工事の設計額に本工事の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を乗じたものとする。

(設計図書における資材等の取扱い)

第22条 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。

- 2 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のと通りの品質規格・使用等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(不正軽油の使用の禁止等)

第23条 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資

機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第14条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

2 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(施工条件)

第24条 本工事の施行にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施行条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても発注者と受注者において協議し、契約変更の対象とする。

(1) 工程関係

特になし

(2) 用地関係

地権者に対して、工事施工前に連絡を行うこと。不要な伐採は行わないこと。

(3) 公害関係

周辺の環境に配慮して施工を行うこと。

(4) 安全対策関係

作業員等の安全を確保するため雨天・強風・地震発生時の作業中止基準を設けること。

(5) 工事用道路関係

資機材等の搬入路については、既説の道路を使用することで考えており、特に道路管理者(地元民等)等からの制限は受けていない。

(6) 仮設備関係

本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。

(7) 建設副産物関係

運搬費用と処理費用の合計で最も経済的となる処理場を想定して積算を行っているため原則として運搬距離及び処分単価は変更の対象としない。

(8) 工事支障物件等

特になし

(9) 薬液注入関係

特になし

(10) その他

特になし

(不発弾等事前探査)

第25条 本工事は、不発弾等事前探査の実施対象工事であり、本工事に係る磁気探査は別紙数量及び磁気探査特記仕様書より、工事受注者が実施するものとする。

工事受注者は、探査により施工の安全が確認された範囲から監督員の了解を得て土工事に着手することとする。なお、探査を行っていない箇所は施工範囲の対象外とする。

- 2 本工事は、当該探査業務に係る日数を勘案して工期を定めているが、不発弾等が発見された場合など不測の事態が生じ工事の進捗が遅れた場合は、工期変更の対象とする。なお、工期変更については、監督員と協議するものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第26条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- 2 用語の定義は次のとおりである。

- (1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

- (2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、6月、7月、8月、9月又は10月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

- (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

※小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

- 3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 4 気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果、又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とする。

- 5 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出すること。

- 6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

※補正係数：1.2

(週休2日の試行工事)

第27条 本工事において、受注者が「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領」の適用を希望する場合、工事着手前に発注者と協議を行い、「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領」の対象工事とす

ることができる。

(快適トイレ)

第28条 本工事は、建設現場の環境改善を図るため、「快適トイレ」設置の導入について（令和3年8月19日農森1079号）」の対象工事である。受注後、快適トイレ設置の可否について受発注者で協議を行い、可能と判断された工事に適用する。詳細は、沖縄県農林水産部森林管理課のウェブサイトを参照されたい。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/shinrin/hozen/chisanjigyou.html>

(現場環境改善費)

第29条 周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への森林整備保全事業の広報活動及び現場労働者の生活環境の改善を行うために実施するものとする。

2 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。

3 選択にあたっては、地域の状況及び工事内容によって、組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することができる。変更する場合は、監督職員と協議のうえ決定する。

4 以下に示す内容について、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に記載し、監督職員に提出することとする。

5 なお、森林土木工事共通仕様書3-1-1-10「創意工夫」の提出事項とは、重複できないこととする。

6 受注者は、第1項の内容にすべて着手、あるいは実施した時は、現場環境改善費の実施状況がわかる写真等を監督職員に提出する。

7 前項で求める提出の一部あるいは全部がない場合、本条の適用により請負代金に計上している現場環境改善費について、協議のうえ減額する。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none">・用水・電力等の供給設備・緑化、花壇・ライトアップ設備・見学路及び椅子の設置・昇降設備の充実・環境負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none">・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等）・盗難防止対策（警報機等）・避暑（熱中症予防）・防寒対策
営繕関係	<ul style="list-style-type: none">・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）・労働者宿舎の快適化・デザインボックス（交通誘導警備員待機室）・現場休憩所の快適化

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事PR看板含む。） ・見学会等の開催（イベント等の実施を含む。） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） ・社会貢献

（法定外の労災保険の付保）

第30条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（生コンクリート）

第31条 生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。

2 均しコンクリートを除く、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。配合設計において、指定された設計基準強度で下表の水セメント比が確保できない場合は、上位規格である設計基準強度のコンクリートを使用して水セメント比を確保するものとする。

構造物の種類	設計基準強度	呼び強度	スランプ	粗骨材の最大寸法	最大水セメント比
鉄筋コンクリート	21, 24N/mm ²	24N/mm ²	8cm	20mm	55%
無筋コンクリート	18N/mm ²	21N/mm ²	8cm	40, 20mm	60%
均しコンクリート	18N/mm ²	18N/mm ²	8cm	20mm	60%

（コンクリートの塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策）

第32条 均しコンクリート以外の構造物に使用するセメントコンクリートは、塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応の対策対象とする。

2 塩化物総量規制は次に示すものを満足するものでなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレスコンクリート部材（シース内のグラフトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量は、0.3kg/m³（c1-重量）とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレスコンクリート部材、シース内のグラフト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量は、0.3kg/m³（c1-重量）とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れのある場合は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合は、0.3kg/m³（c1-重量）とする。

3 塩化物総量の測定は、受注者の責任において行うものとし、測定は原則としてコンク

リートの打設前(グラウト注入前)に打設場所で行い、測定器具、測定方法は次によるものとする。

- (1) 測定器は、その性能については(財)国土開発技術研究センターの評価を受けたものを用いるものとする。
- (2) 測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されず、又、測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。
- (3) 測定方法

a) 資料の採取

資料はJIS1115(フレッシュコンクリートの資料採取方法)に従い必要量を採取するものとする。

b) 測定

採取した資料は、さじ等を用いて充分攪拌した後それぞれ測定に必要な量を取り分ける。(一回の検査に必要な測定回数は3回とし、測定方法はその平均値で行う。)

c) コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3回の測定値の平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$C_w = K * W_w * X / 100 \text{ (kg/cm}^3\text{)}$$

C_w : フレッシュコンクリート単位体積当たりの塩化物含有量(kg/cm³、cl-重量換算)

k : 測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数

(CL-では1.00、NaClでは0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量(kg/m³)

X : 3回の測定値の平均値(フリージング水のcl-またはNaCl換算塩化物濃度%)

4 塩化物の測定回数は、下記によるものとする。

- (1) コンクリートの打設が午前・午後にまたがる場合は1日につき2回以上(午前・午後)打設前に行うものとする。但し、打設量が少量で半日で打設が完了する場合は1回でよい。
- (2) コンクリートの種類(材料、配合等)や工場が変わる場合は、その都度1回以上の測定を行うものとする。

5 塩化物の測定結果の判定は、測定ごとに行うものとし、それぞれの測定における3回の測定の平均値が前第1項に示す塩化物量以下でなければ打設してはならない。

6 塩化物の測定結果は、とりまとめの上、報告しなければならない。また工事途中においても監督職員より測定結果の提出を求められた時は、ただちに応じなければならない。

7 構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については、(1)、(2)を優先する。

(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の

値(Na₂O換算値%)/100×単位セメント量(配合表に示された値kg/m³)+0.53×(骨材中のNaCl%)/100(当該単位骨材量kg/m³)+混和剤中のアルカリ量kg/m³が3.0kg/m³以下であることを計算で確かめるものとする。

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なお、AE剤、AE減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量×単位セメント量が2.5kg/m³以下であることを確かめればよいものとする。

(2)抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント(B種またはC種)あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント(B種またはC種)、もしくは混和剤をポルドラントセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

(3)安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

- 8 前項によって決定した対策は、関係書類を添付し監督員に報告しなければならない。
- 9 本対策の適切な施工を確認するため、必要に応じ骨材の抜き取り試験を行わせる場合がある。
- 10 本工事に使用するコンクリート二次製品の塩化物総量規制については、製造工場での管理データや製造時の検査表等によって、塩分量が規制値以下であったこと、またアルカリ骨材反応対策は、製造業者に前7項のどの対策によっているかを報告させ、ともに適合しているものを使用するものとし、その記録を提出するものとする。

(赤土等流出防止対策)

第33条 受注者は、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、本工事の土砂流出対策を講じるものとする。

対策にあたっては、「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」の基本的事項をまとめた「赤土等流出防止の手引き」を参考にするとし、工事に起因すると想定される土砂流出が認められた場合は工事を中止し、監督員と協議を行うものとする。

- (1)切土・盛土法面箇所は速やかにブルーシートで遮蔽して雨水による浸食を防止しなければならない。
- (2)適宜、種子吹付工により緑化を図らなければならない。
- (3)工事で発生した残土は、監督員との協議の上決定した捨て場に搬出するものとし、赤土対策工構造図をもとに適切に処理しなければならない。

(現場技術員)

第34条 本工事は、監督業務の一部を現場技術員に委託しており、当該現場技術員が監督員に変わって施工上必要な立会、検測観察等を行う際には、その業務に関する限りにおいて監督職員と同様に取り扱わなければならない。ただし、現場技術員は、工事請負

契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示・承認・協議・検査等の適否の判定等を行う権限を有しないものとする。

2 監督職員から受注者に対して指示または通知を行う場合は、現場技術員を通じて行うことがある。この場合は、監督職員から直接指示または通知があったものと同様に扱うものとする。

3 受注者が監督職員に対して行う報告または通知等を、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

4 本工事を担当する現場技術員の氏名は、後日通知する。

(起工測量)

第35条 受注者は、工事の施工に先立ち、現地において既存木及び現場内の状況を十分調査し、起工測量及び調査の結果を速やかに監督員に報告しなければならない。

また工事施工により支障木がある場合は、事前に監督員と協議し適切に行わなければならない。

(労働保険)

第36条 受注者は、労働災害による労働者保護のため、工事着手前に労働基準監督署の発行する労働保険証明書を提出する。

(労働安全)

第37条 本工事に関わる全施工においては、労働基準法、労働安全衛生規則等の関係法規に従い工事の施工を行うものとする。

(建設業退職金共済制度の履行)

第38条 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に掲示しなければならない。

(その他)

第39条 本特記仕様書に定めのない事項、または本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者が協議するものとする。